

「防災・減災におけるSNS等の民間情報の活用等に関する検討会」について

平成26年5月22日
防災・減災分科会座長決定

「新戦略推進専門調査会分科会について」（平成25年10月3日新戦略推進専門調査会決定）第5項に基づき、防災・減災分科会に「防災・減災におけるSNS等の民間情報の活用等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を置くこととし、その運営について以下のとおり決定する。

- 1 検討会は、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）等の記載及び防災・減災分科会が示す方針に沿って、災害対応の中心となる地方公共団体における民間情報等の活用方法の検討を行い、その結果について防災・減災分科会へ報告する。
- 2 検討会の構成員は、防災・減災分科会の構成員、防災・減災におけるSNS等の民間情報の活用に関して優れた識見を有する者、関連する民間事業者・団体、地方公共団体、及び関係府省から座長が指名する者とする。
- 3 検討会には主査を置くこととし、主査は防災・減災分科会の構成員である検討会の構成員の中から、座長が指名する。
- 4 検討会は、関係機関等に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 検討会会合は非公開とする。ただし、検討会主査が適当と認める者の傍聴を許すことができる。
なお、議事要旨を作成し、検討会終了後速やかに公開する。
- 6 検討会で配布された資料は、会合終了後速やかに公開する。ただし、検討会主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 7 検討会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。